

競争的資金等の不正使用に係る通報等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、一般財団法人 総合科学研究機構（以下「当機構」という。）における「競争的資金等の取扱いに関する規程」（以下「規程」という。）第7条に基づき、競争的資金等の不正使用に関する通報窓口の設置及び通報後の対応並びに通報者保護等について定め、もって当機構の競争的資金等の適正な管理、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(通報等の定義)

第2条 通報等とは、競争的資金等の不正使用に係る告発及び競争的資金等の執行に係る不正使用情報の通報等であり、当機構が実施する競争的資金等の取扱いにおいて、法令等、当機構の規程等に反する行為又は反すると思われる行為について、これを是正又は改善することを目的として、当該行為の内容及びこれに関する意見を規程第4条第1項に定める最高管理責任者に告知することをいう。

(通報窓口の設置)

第3条 当機構における競争的資金等の不正使用に関する通報窓口は、規程第7条第2項の規定により、各センターの事務部とする。

2 当機構は、通報窓口を設置することについて、ホームページ等に適切な方法で公表するものとする。

3 当機構内におく通報窓口の担当者は各部長とし、通報等は、電子メール、FAX、郵便、面談、電話及びその他適宜の方法で行うことができるものとする。

4 通報窓口への通報等においては、原則として次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 通報等を行う者(以下「通報者」という。)の氏名等
- (2) 不正使用を行った疑いがある者(以下「被通報者」という。)の氏名等
- (3) 不正使用の態様及び内容
- (4) 通報者については、氏名その他通報をした者を識別することができる事項を明らかにしないことについての希望の有無
- (5) 不正使用を裏付ける証拠又は調査の参考となる資料の提示

(通報等の対象範囲)

第4条 通報等の対象範囲は、当機構において競争的資金等の不正使用を行っている又は行おうとしていることを通報することとする。

(通報窓口の利用者の範囲)

第5条 当機構の通報窓口の利用者は、以下のとおりとする。

- (1) 当機構のすべての職員等
- (2) 当機構の取引先の業者又はその社員
- (3) 第1号又は第2号の身分を過去に有した者

(通報等の取扱い)

第6条 通報窓口の利用に際しては、通報者の所属・氏名等の不開示、プライバシー・名誉その他人権の保護に努めるものとする。また、匿名通報は、原則として受け付けないこととし、以下のとおり利用者に明示するものとする。

- (1) 通報者の氏名等の情報は、調査関係者等必要最小限の者以外には知られないよう細心の注意をすること。
- (2) 通報者の氏名等は、希望があれば通報窓口担当者だけに留められ、氏名等を匿名とすることができること。ただし、匿名を希望した場合、調査内容が制限され、十分調査が保証できないこと。

(通報者の保護不利益な扱いの禁止)

第7条 通報者は、通報の行為及び通報に基づく調査等への協力を理由に、次の各号に掲げる不利益な扱いを受けないものとする。

- (1) 通報したことを理由とする解雇
 - (2) 通報したことを理由とする解雇、降格、減給その他不利益扱い
 - (3) 通報したことを理由とする出向契約、派遣契約、請負契約等の解除
 - (4) 通報したことを理由とする出向契約、派遣契約、請負契約等に係る従事者の交代を求めること、その他の不利益扱い
- 2 通報者は、不利益な扱いを受けた場合、規程第4条第2号に規定する統括管理責任者に申立てをすることができる。
- 3 統括管理責任者は、前項の申立てが事実と認められた時は、不利益な取扱いをした者及びその取扱いに対し適切な措置をとるよう、最高管理責任者に具申することができる。

(被通報者等への配慮)

第8条 通報等により、その対応にあたるすべての者は、被通報者又は当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(通報等の処理)

第9条 各部長は、通報等を受理した場合、すみやかにその内容を統括管理責任者へ報告するものとし、各部長が不在の時は、各部長があらかじめ指名した者が任務を代行するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の通報等があった場合には、その内容を最高管理責任者へ報告するものとする。

3 最高管理責任者は、通報等の内容の検証を行ったうえで、調査の要否を判断するものとする。

(通報内容の処理の報告)

第10条 統括管理責任者は、通報者に対し、以下の処理段階において随時、書面等により進捗状況を通知するものとする。

(1) 前条第3項により、調査の要否を決定したとき

(2) 競争的資金等の不正使用に係る調査委員会の決議の報告を受けたとき

(3) その他、通報者から当該通報等事項の対応状況について照会があった場合で、かつ調査活動に支障がないと判断されるとき

2 前項において、第6条第2号の要領により氏名等を匿名とすることを希望した通報者に対する通知については、総務部長を経由して行うものとする。

(守秘義務)

第11条 通報等の対応にあたるすべての者は、不正使用の通報等内容に関する事項について知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。

(通報努力)

第12条 職員等は、競争的資金等の不正使用等が発生し、又は発生するおそれがあると判断した場合には、自己の関与のいかんに関わらず、通報窓口に通報等を行うことにより、当該違反行為等の是正及び防止に努めるものとする。

(職員等への周知)

第13条 統括管理責任者は、競争的資金等の不正使用の防止のより一層の推進を図るために必要な範囲内で、通報の概要及びこれに対して講じられた是正策や改善策の概要等を職員等に周知するものとする。

(庶務担当)

第14条 通報窓口の運用及び通報等に関する庶務は、各センター事務部が行う。

附則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年9月15日から施行する。